

---

西紋別地区広域ごみ処理施設  
長期包括的運転管理等業務  
落札者決定基準

---

平成 24 年 4 月 18 日  
西紋別地区環境衛生施設組合

# 西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務 落札者決定基準

## 目 次

---

第 1 章 落札者決定基準の位置づけ.....	1
第 2 章 落札者決定の手順.....	2
第 3 章 資格審査.....	3
第 4 章 基礎審査.....	4
第 1 節 審査項目.....	4
1.1 入札提出書類の確認.....	4
1.2 技術提案書の基礎審査.....	4
第 2 節 審査の流れ.....	4
第 5 章 技術提案書に関するヒアリング.....	5
第 6 章 定量化審査.....	6
第 1 節 定量化審査の流れ.....	6
第 2 節 定量化審査の審査項目と配点.....	6
第 3 節 定量化審査において審査する点.....	7
第 4 節 技術提案に関する得点化方法.....	10
第 5 節 開札.....	10
第 6 節 価格提案に関する得点化方法.....	10
第 7 節 総合評価値の算定方法.....	11
第 7 章 落札者の決定及び公表等.....	12
第 1 節 落札者の決定.....	12
第 2 節 落札者の公表等.....	12

---

## 第1章 落札者決定基準の位置づけ

西紋別地区環境衛生施設組合（以下、「組合」という。）は、西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務（以下、「本件業務」という。）を実施する受託者に対し、中間処理施設（焼却施設、破碎選別施設）及び最終処分場（以下、総称して「本件施設」という。）の運転管理等に関する各業務を通じて安全かつ効率的、経済的及び安定的なサービスの提供を求めることから、入札参加者の持つ専門的な知識や業務遂行能力及び業務マネジメント能力等を総合的に評価することが必要である。

したがって、受託者の選定にあたっては、入札価格と技術提案内容を総合的に評価し落札者を選定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務 落札者決定基準」（以下、「落札者決定基準」という。）は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するにあたり、入札参加者から提出される入札提出書類を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものであり、組合が入札公告時に公表する入札説明書と一体のものである。

## 第2章 落札者決定の手順

本件業務においては、価格及びその他の条件により落札者を決定する総合評価方式一般競争入札方式に基づき次の手順で実施する。

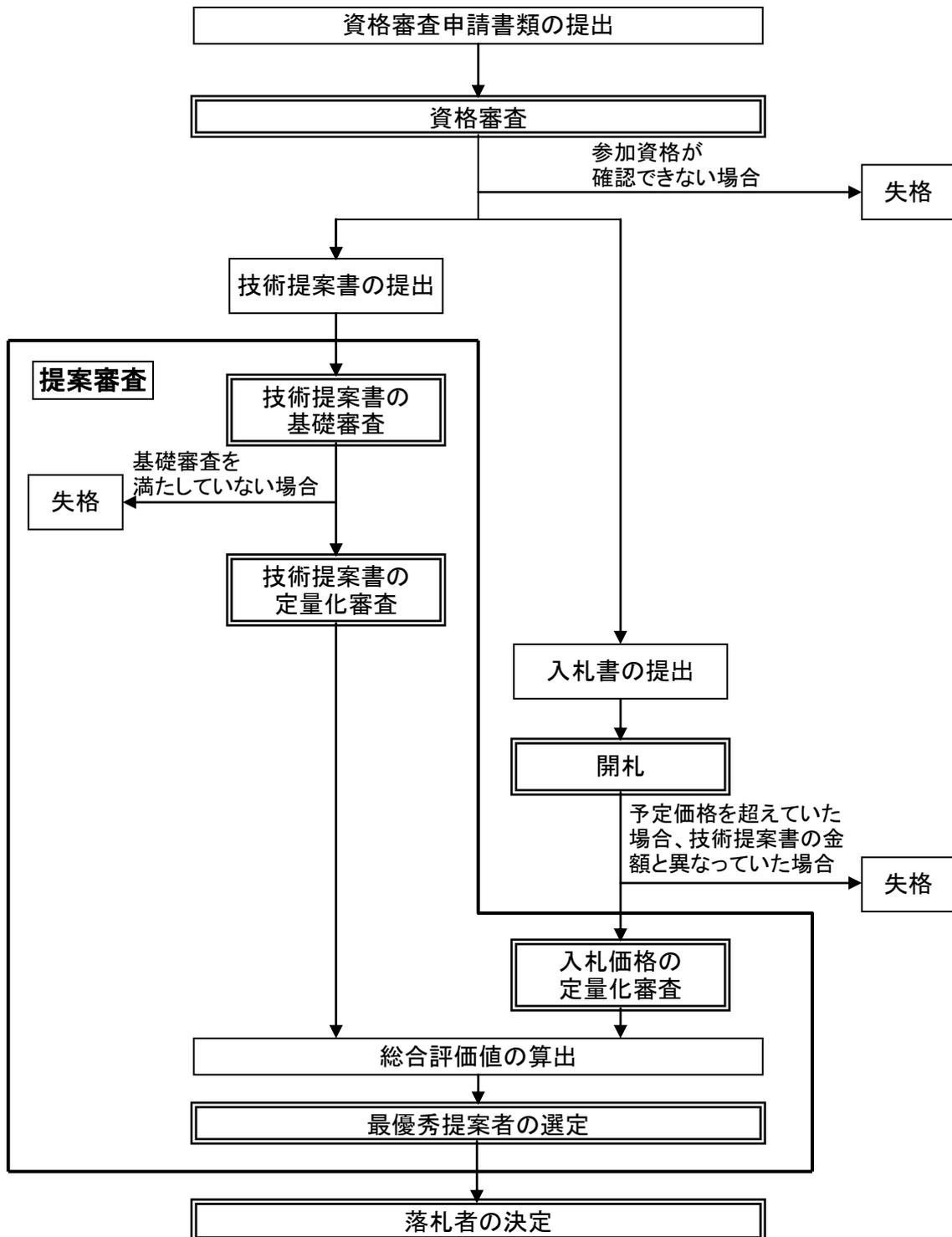


図 2-1 落札者決定の手順

### 第3章 資格審査

組合は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

## 第4章 基礎審査

### 第1節 審査項目

入札提出書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

#### 1.1 入札提出書類の確認

提出された入札提出書類がすべて揃っていること。

#### 1.2 技術提案書の基礎審査

- (1) 技術提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
- (2) 入札説明書及び様式集に示す技術提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
- (3) 技術提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

### 第2節 審査の流れ

入札提出書類から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、技術提案書に記載された内容についてヒアリングを実施後、定量化審査を行う。

## 第5章 技術提案書に関するヒアリング

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、基礎審査を通過した入札参加者に対し、各提案内容の確認等を目的として技術提案書に関するヒアリングを実施する。

ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

なお、ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

## 第6章 定量化審査

入札提出書類に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

### 第1節 定量化審査の流れ

選定委員会は、入札提出書類の内容について、定量化審査により総合的に審査を行う。

技術提案書の提案内容（表 6-1 における「技術提案に関する事項」に係る提案内容）については、「第4節 技術提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。また、入札価格（表 6-1 における「価格提案に関する事項」に係る提案内容）については、「第6節 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。

選定委員会は、技術提案に関する審査項目の得点と入札価格における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

### 第2節 定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、委託期間にわたる必要性、重要性を勘案し、本件業務において組合が落札者に創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が入札参加者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査する点等の詳細については、「第3節 定量化審査において審査する点」を参照のこと。

表 6-1 定量化審査の審査項目と配点

審査項目			配点	
大項目	中項目	小項目		
技術提案に関する事項	運転管理等業務に関する事項	運転・維持管理体制	8	55
		受入管理	5	
		運転管理	19	
		維持管理	16	
		環境管理	7	
	経営計画に関する事項	経営計画・事業収支計画	4	15
		リスク管理方法	6	
		地域への貢献	5	
価格提案に関する事項	入札価格に関する事項	入札価格	30	
合 計			100	

### 第3節 定量化審査において審査する点

選定委員会では、以下の各項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、各入札参加者の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

表 6-2 定量化審査における審査項目と審査の視点

項目		配点	審査する点
<b>運転管理等業務に関する事項</b>			
運転・維持管理体制 (8点)	全体及び施設別組織構成と有資格者の確保及び配置	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体組織計画について、必要かつ十分な人員が配置されているか。</li> <li>有資格者が確保され、適切に配置されているか。</li> <li>中間処理施設(焼却施設、破碎選別施設)及び最終処分場の人員配置が効率的なものとなっているか。</li> </ul>
	運転準備期間中の体制及び運転準備期間計画書の内容	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転準備期間中の組織について、必要かつ十分な人員が配置されているか。</li> <li>運転準備期間中の従業員教育体制が確立されているか。</li> <li>運転準備期間計画書の内容について、適切な提案がされているか。</li> </ul>
	緊急対応マニュアル	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応マニュアルはあらゆる事態が想定され、それらの事象が発現した際にも適切な対応が行える内容となっているか。</li> </ul>
	従業員教育	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転期間中の従業員教育体制が確立され、効果的な従業員教育が計画されているか。</li> </ul>
受入管理 (5点)	受入管理	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入されるごみの種類ごとに受付、誘導、ダンピングが円滑にできるような体制が確立されているか。</li> <li>次の処理工程を考慮した、廃棄物のダンピング方法が提案されているか。</li> <li>直接搬入者、一般持込者に対しての計量、誘導が適切に行える提案がされているか。</li> <li>処理不適物等の確認や事前除去が適切に行える提案がされているか。</li> </ul>
運転管理 (19点)	施設全体	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設(焼却施設、破碎選別施設)、最終処分場の連携に配慮した運転管理が提案されているか。</li> </ul>
	焼却施設	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理計画、運転管理マニュアルの作成について、適切な提案がされているか。</li> <li>ごみ質、ごみ量変動への対応策が十分検討され、適切な提案がされているか。当初計画に対して、搬入量が減少した場合、またはごみ質が変化した場合に、効果的な運転方法が提案されているか。</li> <li>公害防止基準の遵守、ダイオキシン類の排出抑制に配慮した運転管理方法の提案がされているか。</li> <li>停止基準及び要監視基準を超過した際、通常運転復帰までの仕組みとして、適確な提案がされているか。</li> <li>埋立量削減に配慮した、処理計画が提案されているか。</li> </ul>

項目		配点	審査する点
運転管理(続き) (19点)	破砕選別施設	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理計画、運転管理マニュアルの作成について、適切な提案がされているか。</li> <li>・ごみ質、ごみ量変動への対応策が十分検討され、適切な提案がされているか。特に、当初計画に対して、搬入量が増えた場合(年末年始等の一時的な増加時期を含む)や減った場合に効果的な運転方法が提案されているか。</li> <li>・粗破砕機による可燃性粗大ごみ及び不燃ごみの処理について、効率的な運転方法が提案されているか。</li> <li>・資源回収に配慮した、処理計画が提案されているか。</li> <li>・埋立量削減に配慮した、処理計画が提案されているか。</li> </ul>
	最終処分場	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理計画、運転管理マニュアルの作成について、適切な提案がされているか。</li> <li>・埋立物の早期安定化、安定した浸出水処理に配慮した散水計画となっているか。</li> <li>・経済的で安定した浸出水処理施設の運転方法が提案されているか(冬季停止期間への配慮)。</li> <li>・作業環境に配慮した埋立計画が提案されているか。</li> </ul>
	その他	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜搬入される鹿、小動物に対する受け入れ体制が整備されているか。</li> <li>・搬入された鹿、小動物等の処理先の確保について、適切な提案がされているか。</li> <li>・金属ごみの処理、資源物の回収について、有効的な提案がされているか。</li> </ul>
維持管理 (16点)	施設の機能維持	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件施設の基本性能を運転期間に渡り維持することへの基本的考え方が適切なものとなっているか。</li> <li>・中間処理施設(焼却施設、破砕選別施設)、最終処分場それぞれの重要設備に対して、具体的な機能維持管理方法が提案されているか。</li> </ul>
	調達計画	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用役の調達方針及び調達計画について、安定した用役の調達が提案がされているか。</li> <li>・災害などの緊急時に、適正に施設が稼働できるような用役調達計画となっているか。</li> </ul>
	点検・検査計画	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・検査計画(日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等)の内容が必要かつ十分なものとなっているか。</li> <li>・施設の長寿命化に配慮した計画となっているか。</li> <li>・重要設備(焼却炉、破砕機、ごみクレーン、埋立物投入装置、遮水工等)に対して、故障、長期使用を考慮した点検・検査計画となっているか。</li> </ul>
	補修・更新計画	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補修・更新計画の基本的考え方、内容が、必要かつ十分なものとなっているか。</li> <li>・施設の長寿命化に配慮した計画となっているか。</li> <li>・突発的な故障に対する補修体制が確立されているか。</li> </ul>
	運転期間終了時の引渡し条件の確実な履行	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転期間終了時における引渡し条件の確実な履行ができる仕組みについて、適切な提案がされているか。</li> </ul>

項目		配点	審査する点
環境管理 (7点)	環境保全基準・計画	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限におさえる環境保全基準及び設定方針となっているか。</li> <li>・環境保全基準を実現することが可能な計画となっているか。</li> <li>・環境モニタリング方法が適切なものとなっているか。</li> </ul>
	作業環境管理基準・計画	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現することが可能な計画となっているか。</li> <li>・実際の運転を想定した作業環境管理計画の作成方法が提案されているか。</li> </ul>
<b>経営計画に関する事項</b>			
経営計画・事業収 支計画 (4点)	基本的考え方	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営計画及び事業収支計画立案の考え方について、適確な提案がされているか。</li> </ul>
	特別目的会社への 出資構成	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件業務の実施を考慮した出資構成について、適確な提案がされているか。</li> </ul>
	事業収支計画及び 資金不足時の対応	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる委託期間を通じた事業収支計画として、適確な提案がされているか。</li> <li>・特別目的会社において資金が不足した際の構成員の支援として、適確な提案がされているか。</li> </ul>
リスク管理方法 (6点)	リスク管理方針及び 管理体制	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件業務の実施におけるリスク管理方針として、実効性の高い、適確な提案がされているか。</li> <li>・リスク顕在化確率の極小化、リスク顕在化時の影響の極小化を考慮したリスク管理体制として、的確な提案がされているか。</li> <li>・具体的で実効性の高いセルフモニタリングが提案されているか。</li> </ul>
	想定されるリスクへ の対処方法	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定するリスク及びその対処方法について、適確な提案がされているか。</li> <li>・リスク顕在化時における業務継続のための特別目的会社のサポート方法について、適確な提案がされているか。</li> </ul>
	保険の付保	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理における保険の活用の方針と本件業務において付保する保険について、適確な提案がされているか。</li> </ul>
地域への貢献 (5点)	地域への貢献	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元雇用、地元企業との連携など、地域経済への貢献及び地域住民への配慮がされているか。</li> <li>・環境学習、環境保全に関する情報提供等について、有効な提案がされているか。</li> </ul>

## 第4節 技術提案に関する得点化方法

(1) 提案を求めている審査項目においては、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0.0

(2) 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

(3) (2)の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

## 第5節 開札

入札書の開札を行う。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が予定価格を超えていた場合又は入札価格が技術提案書に記載した金額と異なっていた場合には失格とする。

## 第6節 価格提案に関する得点化方法

入札価格（様式集、様式第15号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

価格提案の得点化にあたっては、定量化限度額を設ける。定量化限度額を下回る価格で入札を行っても失格とはならないが、この場合、入札価格に代え、定量化限度額により価格提案の得点化を行う。なお、定量化限度額は公表しない。

### 【価格提案の得点算定式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 30 \text{点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

※定量化限度額を下回る価格で入札を行った場合は、当該入札参加者の価格提案に関する得点は30点となる。また、この場合のその他の入札参加者（定量化限度額を下回らない価格で入札を行った者）の価格提案の得点算定式は、最低入札価格を定量化限度額に置き換える。

## 第7節 総合評価値の算定方法

「第4節 技術提案に関する得点化方法」、「第6節 価格提案に関する得点化方法」により算出した各入札参加者の得点から、次に示す算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

【総合評価値の算定式】		
( 当該入札参加者の 総合評価値 )	=	( 当該入札参加者の 技術提案に関する得点 ) + ( 当該入札参加者の 価格提案に関する得点 )

## 第7章 落札者の決定及び公表等

### 第1節 落札者の決定

組合は、選定委員会における最優秀提案者の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、選定委員会が2以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

### 第2節 落札者の公表等

落札者については、組合にて落札者の決定後、組合のホームページにて公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。

なお、審査講評については、落札者との基本協定締結後、組合のホームページにて公表する。